

九州大学伊都キャンパス内バス停の掲示板利用に係る取扱いについて

令和 5 年 6 月 6 日

令和 7 年 6 月 2 5 日改正

総務部総務課

1. 趣旨、目的

この取扱いは、九州大学伊都キャンパス内（以下「学内」という。）バス停の掲示板について、効果的な活用を促進することを目的として、掲示物の許可基準等の掲示板利用に必要な事項を定めるものである。

2. 学内バス停の掲示板利用の基本的な考え方

- (1) 所定の手続きを行い、総務部長の許可を受けること。
- (2) 掲示板には有償又は無償で掲示することができる。ただし、無償の掲示は掲示内容が次のいずれかに該当する必要がある。
 - ア 本学の研究教育に係るもの、又は地域連携に係るもの等、本学との関係が認められるものであり、かつ特定の部局・研究分野等に限定せず、学内全体に情報を紹介するもの
 - イ バスの運行等に係るもの
- (3) 掲示内容の範囲及び掲示物掲載希望者の要件が別紙に該当する場合、掲示板の利用は認めない。

3. 掲示物の募集

- (1) 掲示物はフライヤーやポスターなどの紙媒体であること。規格は次のとおり。

規格：A3 サイズ（縦 42 cm × 横 29.7 cm）以内
- (2) 有償掲示物の掲載料の基準額は 20,000 円（1 枚、1 ヶ月あたり）とする。
- (3) 掲示物掲載の申請受付順に掲載の可否を選定し、掲載スペースが無くなり次第募集を停止する。

4. 掲示物の申請に係る手続

I 有償の場合

- (1) 掲示を希望する者は、掲示を開始する 2 ヶ月前までに、総務部長宛てにウェブサイトから申請を行うこと。

掲載期間は毎月 1 日以降の最初の平日から月末の最後の平日までの 1 ヶ月とする。ただし、夏季業務一斉休止期間及び年末年始休業期間は掲載を始めることが出来ない。

また、掲載は連続して 3 ヶ月までとする。
- (2) 総務部長は、掲示内容及び掲示期間について審査を行い、当該掲示の掲載の可否を決定し、申請者に通知する。
- (3) 許可を受けた場合、申請者は掲示開始日の 3 営業日前までに、郵送等の手段により総務

部総務課又は部局事務部へ掲示物を提出し、総務部総務課又は部局事務部は掲示物を掲示開始日に掲示する。

- (4) 掲示期間終了後は、総務部総務課又は部局事務部が掲示物を撤収する。掲示物は返却しない。
- (5) 掲載期間終了後に引き続き掲載を希望する場合、上記の手続きにより再度申請をすること。
- (6) 天災等により掲示開始日に掲示が出来ない場合、その日以降の平日に掲示をする。
- (7) 申請者は、掲示が認められなかった場合の異議を申し立てることはできない。

II 無償の場合

- (1) 掲示を希望する者は、掲示を開始する2週間前までに、総務部長宛てにウェブサイトから申請を行うこと。掲示期間の更新を希望する場合も同様とする。
- (2) 総務部長は、申請内容について審査を行い、当該掲示の掲載の可否を決定し、申請者に通知する。
- (3) 許可を受けた場合、申請者は鍵を借用し、申請者自身で、掲示を許可された場所のみに掲示を行う。
- (4) 掲示期間が終了した場合、申請者は速やかに掲示物を撤収する。
- (5) 申請者は、掲示が認められなかった場合の異議を申し立てることはできない。

5. 掲示物に関する留意事項

- (1) 掲示を希望する物について、著作権等の権利等が付随しているか否かを確認し、付随している場合は申請者自身で許諾等を得なければならない。
- (2) 掲示物の申請は、掲示を希望するバス停を申請する。掲載場所は総務部総務課が決定する。
- (3) 掲示中に事故等により掲示物に毀損等が生じて、申請者は賠償等の請求はできない。
- (4) 総務部長へ申請せずに掲示を行った場合や、期限を過ぎても掲示物を撤収しない場合、以降はバス停への掲示許可を出さない可能性がある。
- (5) 有償掲示物の掲載料について、部局等の紹介により申請をし、部局事務部が掲示および撤収をする場合、当該掲示物に係る掲載料は部局へ配分する。

附記

本取扱いにおける有償掲示物に係る手続きについては、本取扱い及び「九州大学における有償広告の掲載に関する基本方針」に基づき処理を行う。

【連絡先】

総務部総務課

E-mail : syssomu1@jimu.kyushu-u.ac.jp

掲示内容の範囲

掲示内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲示板利用は認めない。

- ① 法令等に違反する又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性のあるもの
- ⑤ 宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- ⑦ 個人又は法人の名刺広告
- ⑧ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ⑨ 虚偽であるもの又は事実を誤認させるおそれがあるもの
- ⑩ 比較広告
- ⑪ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ⑫ その他総務部長が不適當であると認めるもの

掲示物掲載希望者の要件

次の各号のいずれかに該当する者の掲示板利用は認めない。

- ① 法令等に違反している者
- ② 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業を営む者
- ④ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に定めるインターネット異性紹介事業を営む者
- ⑤ 本学から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中の者
- ⑥ 国、自治体等から違法又は不適當な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中の者
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の者
- ⑧ その他次に掲げる商品又はサービスを取り扱う者
 - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ウ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関するもの
 - エ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
 - オ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
 - カ 消費者金融に関するもの

キ たばこに関するもの

ク アルコール飲料に関するもの

ケ 賭博に関するもの

コ 法令等による規制の対象となっていないが、社会的に問題となっているもの